

## 試験問題（民事訴訟法）

I 次の1～3の事実を読んで、後記の〔設問1〕に答えなさい。

- 1 Xは、甲県乙市丙所在の土地300㎡（以下「本件土地」という。）を所有しているが、事業に失敗し、債権者からの差押えを免れるために一時的に本件土地の所有登記名義を変更することにし、付き合いのあったAに依頼し、Aが代表取締役を務めるY株式会社（以下「Y社」という。）との間で本件土地について売買を仮装してY社名義に所有権移転登記をした。
- 2 その後、債権者から差押えを受ける危険が解消したので、Xは、Aに対し、本件土地の所有登記名義を自分に戻すよう申し入れたが、Aは言を左右にして登記名義を戻そうとしない。そこでXが調べたところ、本件土地についてY社を債務者とし、Z株式会社（以下「Z社」という。）を抵当権者とする被担保債権額2000万円の抵当権設定登記がされていることが判明した。Xは、Aに勝手なことをされては困ると苦情を申し入れ、抵当権設定登記を抹消したうえで所有登記名義を自分名義に戻すように求めたが、Aは、Y社がXから本件土地を買い受けて所有権を取得して抵当権を設定したとして何も問題はないと強弁する。また、XはZ社に抵当権設定登記の抹消を求めたが、Z社は、本件土地についてY社が所有登記名義を有するので、Y社が本件土地を所有しているものと信じて抵当権を設定したのであり、XとY社との間でXが主張するような話があったことは何も知らないとして、抵当権設定登記の抹消に応じようとする。
- 3 そこで、Xは、弁護士Gに相談し、訴訟代理を委任して訴訟を提起して本件土地に関するY社及びZ社との間の紛争を解決することとした。

〔設問1〕（配点80点）

- (1) X訴訟代理人弁護士Gは、本件土地に関するY社及びZ社との間の紛争を解決するために、Xを原告として、誰に対して、どのような訴訟を提起すべきか。適法と考えられる訴訟を選択し、被告とすべき者（A以外の者とする）及び請求の骨子を摘示したうえで、その訴訟がどの訴訟類型に当たるかを答えなさい。（配点30点）
- (2) Xが上記(1)の訴訟を提起するために管轄裁判所に提出する訴状には、必要的記載事項として必要最小限度何を記載しなければならないか。この問いには、次の(a)から(d)までの小問に従って順次答えなさい。（配点35点）

- (a) 訴状の必要的記載事項を定める民事訴訟法及び民事訴訟規則の条文を挙げなさい。
  - (b) 訴状の必要的記載事項が記載されているかどうかについて審査する手続及び訴状が上記(a)の規定に違反する場合に行われる手続について、これらの点について定める民事訴訟法及び民事訴訟規則の条文を挙げて簡潔に説明しなさい。
  - (c) 前記事実関係を踏まえて上記(a)の規定に適合するように記載すべき内容の骨子（ポイント）を摘示しなさい。
  - (d) 上記(a)の記載がなぜ必要とされるのか、法令の条文以外の理論上の根拠を説明しなさい。
- (3) 訴訟係属の意義を簡潔に説明したうえで、上記訴訟が裁判所に係属したといえるのは民事訴訟法が定めるどの手続が行われた時点であるか、民事訴訟法の条文を挙げて簡潔に答えなさい。また、訴訟係属に伴ってどのような訴訟法上の効果が生ずるか、その主要な1つを指摘し、民事訴訟法の条文を挙げて簡潔に説明しなさい。（配点 15 点）
- II 上記 I の 1～3 までの事実につき次の 4～6 の事実経過があったとして、後記の〔設問 2〕に答えなさい。
- 4 弁護士 G は、訴訟を提起する前に本件土地について処分禁止の仮処分の申立てをしたが、その直前に、A は、B に対し、Y 社所有登記名義の本件土地を売却して所有権移転登記をした。
- 5 裁判所は審理を尽くした結果、X 及び Y 社間の本件土地の売買が無効であると判断して X の請求のうち Y 社名義の所有権移転登記をめぐる部分を認容し、残りを棄却する判決を言い渡した。この判決を不服として敗訴当事者双方からそれぞれ控訴がされたが、いずれの控訴も棄却する旨の判決がされ、そのまま第 1 審判決は確定した。
- 6 しかるに、その後も A は、X 及び Y 社間の本件土地の売買は有効であると主張して X が本件土地を所有することを争う。

〔設問 2〕（配点 20 点）

- (1) X が設問 1 で提起した訴訟の確定した判決の効力は、A に及ぶか。この点に関する民事訴訟法の条文を挙げて、簡潔に答えなさい。（配点 12 点）
- (2) X が設問 1 で提起した訴訟の確定した判決の効力は、B に及ぶか。この点に関する民事訴訟法の条文を挙げて、簡潔に答えなさい。（配点 8 点）